株式会社多摩川ホールディングス
株式分割および定款の一部変更に関するお知らせ

多摩川ホールディングス
TAMAGAWA HOLDINGS CO.,LTD.

当社は、平成 26 年１月 24
日開催の取締役会において、株式分割および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．株式分割の目的
株式分割により、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることで、投資家の皆さまにより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

２．株式分割の概要
（１）分割の方法
平成 26 年２月 28
日(金曜日)最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する当社株式を、１株につき３株の割合をもって分割いたします。

（２）分割により増加する株式数
① 分割前の発行済株式の総数 13,753,000 株
② 分割により増加する株式数 27,506,000 株
③ 分割後の発行済株式の総数 41,259,000 株
④ 分割後の発行可能株式総数 134,196,000 株

（３）分割の日程
① 基準日公告日 平成 26 年２月 13 日(木曜日)
② 基 準 日 平成 26 年２月 28 日(金曜日)
③ 効 力 発 生 日 平成 26 年３月１日(土曜日)※1
※1.同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 26
年３月３日(月曜日)となります。

（４）新株予約権行使価額の調整
今回の分割に伴い、新株予約権の１株あたりの行使価額を平成 26
年３月１日以降、下記のとおり調整いたします。

■第３回新株予約権
調整前行使価額 219 円
調整後行使価額 73 円

なお、新株予約権の目的である株式の数(割当株式数)は３倍となります。

３．定款の一部変更
（１）定款変更の理由
今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第２項の規定に基づき、平成 26
年３月１日(土曜日)をもって当社定款の一部を変更いたします。

（２）定款変更の内容
■変更前
（発行可能株式総数）
第６条 当会社の発行可能株式総数は 44,732,000 株とする。
（新設）

■変更後
（発行可能株式総数）
第６条 当会社の発行可能株式総数は 134,196,000 株とする。
附則
第１条 第６条の変更の効力発生日は、平成 26
年３月１日とする。なお、本附則は効力発生日後これを削除する。

（３）変更の日程
効 力 発 生 日 平成 26 年３月１日(土曜日)

以 上

Generated by ぷれりりプレスリリース
https://www.prerele.com